

演題「学習指導要領の趣旨を踏まえた学習指導と学習評価」

長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課 教育主幹兼義務教育指導係長

臼井 学 先生

広辞苑によると、学習指導とは「児童・生徒の学習、特に教科の学習を指導すること」、指導とは「目的に向かって教え導くこと」と示されている。“導くこと”を意識することで、授業の仕方や子どもへの問いかけが変わってくる。また、「学習評価」は「学習指導」があってはじめて存在するものである。つまり、教師の「学習指導」によって子供がどうなったのかを見るものが「学習評価」である。したがって「学習評価」は「審査」ではない。「学習評価」の適切な実施に当たっては、まず学習指導要領で示されている、育成を目指す資質・能力が何であるかを知っている必要がある。なお、このようなことについては、子供や保護者等とも共有すべきである。

平成19年一部改正の学校教育法で、いわゆる学力の3要素として「基礎的な知識及び技能」「思考力、判断力、表現力その他の能力」「主体的に学習に取り組む態度」が示された。平成29年改訂では、育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理することによって、この学力の3要素との関係が見えやすくなっている。育成を目指す資質・能力の三つの柱では、①知識及び技能（何を理解しているか、何ができるか）、②思考力、判断力、表現力等（理解していること・できることをどう使うか）、③学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）としている。学力の3要素での「主体的に取り組む態度」が、資質・能力の三つの柱では「学びに向かう力、人間性等」という言い方になっている。ここには、変化の激しい、予測困難な時代と言われるこれからの社会では、学校で学ぶだけでなく、生涯学び続ける姿勢が大切であることや身に付けた資質・能力をどのように社会や人生に生かしていくのかということが大切にされているからである。

私たち教師は、子供に三つの資質・能力を身に付けられるように指導をし、その結果、その資質・能力が子供に身に付いているかを評価する。その中で「こうやったらうまくいかなかったから、次はこうやってみよう」と自身の指導を振り返り、次の指導の改善に生かしていく。私たちはこのサイクルをひたすらまわり続けるのである。“いい先生”とは、いつもいい授業ができる人（実際には、このようなことは難しい）というより、このサイクルをまわり続けている人であると思う。音楽には完成がない。例えば、曲を練習し、いい感じになったなあと思っても、それが完成ではない。音楽表現には完成がないからである。このように考えると、音楽を追求することと授業を追求することはよく似ていると思う。したがって、音楽の先生は、このような、ある意味、終わりのないサイクルをまわり続けながら高めていく、ということは得意なのではないかと思う。

次に、平成20年改訂と平成29年改訂における目標、内容（指導事項）、評価の観点の趣旨の関係性の違いについて。平成20年改訂では、目標→内容→観点を趣旨とだんだん具体的にになっていくように整理されている。一方、今回の改訂では、目標と観点を趣旨の具体性はほとんど同じである。今回の改訂では、目標を見ていただくだけでも、音楽科がどのような力を付ける教科なのか、ある程度具体的なところまで分かる、というのが、今次改訂の特徴である。そのことによって、学習指導要領の目標を見れば、こういう観点で評価すればいいということも分かる、という構造になっている。

目標については、次のように整理されている。①知識及び技能については、前半は知識、後半が技能である。②思考力、判断力、表現力等については、前半は表現領域で後半が鑑賞領域である。③学びに向かう力、人間性等については、これまで音楽科で大切にしてきた様々な言葉（音楽を愛好する心情、音楽に対する感性、音楽に親しんでいく態度、豊かな情操など、人の内面に关わるもの）が示されている。実際の授業で指導と評価を適切に実施していくために、ここで再確認しておきたいのは、「知識」と「技能」についてである。今次改訂における知識事項は、単に新たな事柄を知る、ということにことに留まらず、

「曲想と音楽の構造との関わりを理解すること」のように、「理解」レベルを求めている事項である。このような知識の習得（理解）のためには、いわば「知識の習得のために必要な知識」がある。例えば、「音楽の構造を捉える際、音符の種類や並び方をきっかけにさせたい」と考えた場合、音符の長さの違いやその見分け方（事実的な知識）などについては、教師側から教える場面が必要になる。この場合、「知識」の評価の対象は、「曲想と音楽の構造との関わりを理解しているか」ということであって、「音符の長さの違いやその見分け方を知っているか」ということではない。この考え方は「技能」においても同様である。今次改訂における技能事項は、これまでも「音楽表現の技能」の観点で大切にされてきたように、「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能」の習得であり、「このように表現したい」という思いや意図を音楽によって表すために必要な技能である。この場合も、そのような技能を身に付けるためには、歌う際の音程がある程度正しい、リコーダーである程度正しく運指ができる、などのような「技能の習得に必要な技能」がある。「思考・判断・表現」の評価場面より前に「技能」の評価が位置付けている学習指導案を目にすることがあるが、これは、創意工夫をする前に、創意工夫を生かした表現に必要な技能の評価がすでに終わっている、という形になってしまい、不適切である。

評価規準の作成に当たっては… ①知識・技能 「知識」は事項イ、「技能」は事項ウであるから、何の事項を立てて題材を構想しているかを決めて文末を整えればよい。②思考・判断・表現 前半には〔共通事項〕アを入れる。その際、音楽を形づくっている要素については、児童生徒の思考・判断のよりどころとなるものとして、適切に選択する。その後に表示領域では「思いや意図をもつこと」鑑賞領域では「味わって聴くこと」を入れていく。「創意工夫」とは「思いや意図をもつこと」であり、創意工夫できているかどうかは、思いや意図をもっているかで評価する。③主体的に学習に取り組む態度 「主体的に学習に取り組む態度」の「学習」とは、知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成をしていること。その学習活動に、主体的・協働的に取り組んでいるかを評価するのが「主体的に学習に取り組む態度」である。それぞれの関係性も理解しておきたい。

題材を構想し、評価規準を設定する際、きちんと考えておくべき事柄は、①「知識・技能」では、どの事項の組み合わせで題材を構想するか、②「思考・判断・表現」では、何の要素を選択するか、③「主体的に学習に取り組む態度」では、何に関心をもたせながらその題材を展開していくか、である。これらが決まれば、評価規準ができるだけでなく授業をどうやって展開をしていくかも決まってくる。難しいのは「要素を絞ること」と「～に関心をもち」に何を書くかである。

評価の参考資料において、「思考・判断のよりどころとなる主な音楽を形づくっている要素」という言葉が新たに示されている。創意工夫（味わって聴く）をしていく、つまり思考、判断していくときにどの要素の働きに着目した学習をさせたいのか。授業者の立場では、何の要素の働きに着目しながら創意工夫できるように授業をしようと考えているのか、が大切である。そのために〔共通事項〕アの意味をよく考える。「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、①粘り強く取り組もうとする側面と②自らの学習を調整しようとする側面を見ることが大切である。そのためには、教師自身が1時間の授業のねらいを明確にしなければならない。私たちは、明確なねらいに基づく学習指導をし、学習評価するようにしたい。

ICTの効果的活用について、1人1台端末の整備は、計画当初、令和5年度を目指していた。つまり、今次改訂学習指導要領の趣旨が分かり、それに基づく授業実践が進み始めたところで端末を使ってみよう、というのが本来の流れであった。コロナ禍により、1人1台端末の整備がおよそ2年間前倒しされ、学習指導要領の全面実施と同時期となってしまった。したがって、まずは端末をとりあえず使ってみようということから始めたい。使いながら新学習指導要領の趣旨を生かした授業について考え、こんなふうに使おうといいかな、という感じで進めていくしかない。その使い方が効果的かを判断する際は、「資質・能力別」に考えたり「授業改善の視点別」で考えたりして、学習の見通しをもつのに有効だったな、見方・考え方を働かせることに有効だったな等、できるところから1人1台端末を取り入れていってほしい。新学習指導要領の趣旨を理解した上での効果的な1人1台端末の有効活用について考えていきたい。